

九州大学事務局各課等及び部局事務部にまたがる特定の事務の処理を行う事務組織に関する規程

平成17年度九大規程第70号
制定：平成18年 3月31日
最終改正：令和 3年 3月30日
(令和2年度九大規程第93号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学事務組織規則（平成16年度九大規則第70号）第11条の2第2項の規定に基づき、事務局各課等及び部局事務部にまたがる特定の事務の処理を行う事務組織（以下「特定事務組織」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 事務局各課等及び部局事務部にまたがる特定の事務を一体的又は集中的に処理するため、次の表の左欄に掲げる事務組織及び事務組織の内部組織に、それぞれ同表の右欄に掲げる特定事務組織を置く。

事務組織等	特定事務組織
事務局	情報公開事務室 事務支援センター
総務課	広報室

第3条 広報室は、全学的情報収集・発信に関する事務を処理する。

2 広報室に室長を置き、総務部総務課課長補佐をもって充てる。

第4条 情報公開事務室は、法人文書の開示並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事務を処理する。

2 情報公開事務室に室長を置き、総務部総務課長をもって充てる。

第5条 事務支援センターは、定型的業務を処理する。

2 事務支援センターにエコセンターを置く。

3 事務支援センターにセンター長を置く。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、特定事務組織に関し必要な事項は、当該事務組織の長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第29号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第64号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第6号）

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第19号）

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第33号）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第39号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第60号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第118号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第61号）

この規程は、平成21年10月26日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第109号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第100号）

この規程は、平成22年12月1日から施行し、改正後の九州大学事務局各課及び部局事務にまたがる事務組織に関する規程の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規程第192号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第118号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第144号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第167号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第4号）

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第122号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第93号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。